

新たな成長に向けて

(平成21年11月19日 関西大会政策提言)

社団法人日本産業機械工業会

わが国経済は、今年度4 - 6月期GDPが5期ぶりにプラスへ転じるなど、最悪期を脱しつつあるものの、経済活動の水準は低いレベルであり、厳しい収益環境などを背景に企業の設備投資は減少を続けている。更に雇用も一段と厳しさを増すなど、依然として予断を許さない状況にあり、景気回復に向けた最大限の努力が求められている。

一方で、危機脱却後のわが国経済の新たな成長を実現するためには、グローバル化や低炭素社会への対応を図り、需要と雇用の創出に取り組まなければならない。そのためには、わが国の成長フロンティアのひとつである新エネ・省エネ・環境保全の分野を、常に世界をリードする産業として更に伸ばしていく必要がある。これにより、わが国は環境と経済を両立させた社会をいち早く実現することを可能とし、このオールジャパンの技術、製品、サービスを海外に普及・促進させることは、地球規模での低炭素社会の実現にも繋がる世界貢献への道となる。

政府におかれては、当面の経済危機を乗り越えるため、セーフティネットの強化等を図り、国民の不安を軽減し、将来への安心感を高めていただきたい。

更に、わが国経済の新たな成長に向け、経済成長と地球温暖化防止の両立に不可欠な新エネ・省エネ・環境保全の産業分野の育成・強化のため、長期的な革新的技術の開発や人材育成などの各種施策を大胆かつ迅速に展開するとともに、各企業が持つ潜在力を十分に引き出すための各種支援策を更に充実させていくことを強く要望する。

我々産業機械業界も、高品質で信頼のおける製品と高い技術力を供給し、わが国産業の競争力強化と地球環境保全に貢献し、力を尽くす所存である。同時に、法令の遵守、安全性の確立、顧客、投資家、従業員及び社会からの期待に応え社会的責任を果たし、大きな役割を担っていかなければならない。

当工業会は、関係官庁や大学及び公的研究所等の支援、協力を得て、種々の社会的要求に応え、わが国の発展に引き続き貢献していきたいと考える。

こうした認識のもと、当工業会は政策当局に対し以下の政策を提言する。

1．経済危機から早期脱却するために必要な施策

- (1) わが国の技術力の基盤である優良な中小製造業等へのセーフティネットの強化を図ること。また、21年度補正予算のうち、景気回復に必要な中小企業、雇用、地域再生などの分野については、遅延無く着実な実行を図ること。
- (2) 低炭素社会の構築は、わが国のみならず世界経済の成長力強化には避けて通ることが出来ない課題であり、世界に誇る新エネ・省エネ・環境保全の技術を有するわが国にとって大きなチャンスでもある。わが国が世界の最先端の地位を確保していくため、研究開発や普及に関する支援制度を一層充実させること。
- (3) わが国の景気回復を確実なものとしていく上で、公共投資の戦略的な展開は極めて重要である。特に、循環型社会の構築や防災等の公共投資の拡充・前倒し執行により、雇用や需要の維持・創出に努めるとともに、将来の安定した成長に欠くことの出来ない安全で安心な社会の構築を目指すこと。
- (4) 都市部と地方の経済格差は益々広がっているが、わが国の経済成長の維持・持続には広範囲な地域での成長が重要である。工場誘致や税制優遇等、地域経済の活性化に向けた省庁横断的な施策を一層充実すること。

2．製造業の競争力強化に向けた施策

- (1) 経済危機を克服し、わが国経済が確実な成長を実現するためには、製造業の技術力と生産性を更に高めておく必要がある。そのため、企業の設備投資や研究開発投資を促進させる税制優遇措置や補助金・補助事業等の施策を一層充実させること。

- (2) 新事業・新産業創出のベースのひとつとなる産官学連携による技術・研究開発の推進、企業や産業の枠を超えた研究交流の実行、次代を担う企業の若手研究者への支援制度の拡充など、企業によるイノベーションを加速させる各種施策を一層充実させること。
- (3) 貿易立国であるわが国が安定した経済成長を持続するには、製造業の人材力の強化が重要である。政府と産業界が協力して、人材供給・人材育成の体制を更に強化するとともに、「ものづくり」を支える技術系、理工系人材の育成・確保等を総合的に進めること。
- (4) 資源・エネルギー等の原材料の需給逼迫とそれに伴う急激な高騰は、資源乏しいわが国の製造業に大きな影響を及ぼす。原材料供給の円滑化に向け各種施策を戦略的に推進すること。また、レアメタル等の安定供給確保に向け、資源の確保、代替製品の開発、備蓄等といった多面的かつ総合的な取組を推進すること。
- (5) わが国の法人税の実効税率は海外に比べ高い水準であり、企業の社会保険料負担も重い。企業活力の活性化の観点から引き下げを図るべきである。

3 . 地球温暖化、環境保全及び安全管理の促進に資する施策

- (1) 産業機械業界は、自らの生産設備や供給する製品などの省エネ対策に鋭意努力している。2020 年までに温室効果ガスの排出量を相当量削減するためには、日本全体の取組を更に加速する必要がある、一般消費者の意識改革や新エネ・省エネ機器導入促進に向けた制度の充実、新エネ・省エネ機器供給者へのインセンティブの付与など、総合的かつ戦略的に各種施策を実行すること。
- (2) 環境目的の新税の導入については、わが国企業の国際競争力を阻害する要因となる他、エネルギー効率が相対的に低い他国への生産移転を助長することなどに繋がる懸念があることから反対する。

- (3) 産官学が協力し、産業機械を始めとする生産設備に関する省エネの評価方法を構築するとともに、一定の水準を満たした設備等の導入に積極的に取り組む企業への支援措置等を充実させるなど、省エネ型生産設備の導入を強力に推進すること。
- (4) 化学物質排出抑制や資源循環等、環境保全に対する税制優遇措置等の企業経営にメリットが出やすい制度をより一層充実させること。また、リサイクル事業や関連製品の生産についてのインセンティブ付与や政府調達優先等の適用範囲を拡大させ、地球環境に優しい製品の普及・促進に努めること。
- (5) 安全・安心社会の実現に向け安全な機械を普及させるために、機械安全の国際標準に基づく設計指針及び現場安全管理標準等の制定を推進するとともに、機械安全標準の普及に努めること。また、安全強化に寄与する各種投資には税制上優遇措置等の支援策を講じること。

4 . 海外事業活動の促進・支援に関する施策

- (1) 中国や新興国への技術流出・模倣品問題は益々大きくなっている。知的財産保護に関する情報提供や紛争処理における支援をより強化し、当該国との協議を進めること。
- (2) アジア諸国を始めとする世界経済の活力をわが国の経済成長に繋げるため、EPA・FTA 締結を一層加速させること。また、企業の海外事業活動が益々拡大する中、安定した貿易の推進のため、為替相場の安定化に努めること。
- (3) 租税条約の締結国の拡大に努めるとともに、輸入国側による高関税や数量制限、或いは特殊な規格への適合要求といった非関税障壁の撤廃に向け早急に対処すること。